

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (滞在施設の旅館業法の適用除外、歴史的建築物に関する旅館業法 の特例について) (議事概要)

(開催要領)

日時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 16:30~17:00

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長 ほか

<事務局>

(議事概要)

○藤原参事官 時間が少し早いのですが、始めさせていただきます。滞在施設の旅館業法の適用除外、これは法律にも規定されています制度、今回の改革事項の政令以下の部分の議論ということでございます。それから、歴史的建造物に関する旅館業法の特例について、これは省令事項ということで、かねてから整理をさせていただいておりますが、いずれにしても 10 月 18 日の日本経済再生本部決定ということで、特区においてということで規制改革事項が決定されたわけでございますけれども、その政省令による部分、措置される事項も含めて、法律事項と同時期の施行実現をお願いを強くしているところでございまして、そういった観点から現状及び見通しにつきましてのヒアリングをさせていただければと思っております。

原則、議事内容と資料は公開の扱いとさせていただきますけれども、そんな形でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもお忙しいところをありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 お世話になっております。厚生労働省生活衛生課でございます。

お手元に資料を準備させていただきましたけれども、先ほど御紹介がございました特区法第13条になります。旅館業法の特例ということでございます。

1枚目は法律の概要でございます、特定事業といたしまして、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業ということでございます。これは法律の中身でございますけれども、中に書いてございますように、この外国人滞在施設経営事業の要件につきまして、政令で定めるということでございます。

外国人旅客の滞りに適した施設を賃貸者契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞りに必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するものということでございます。

おめぐりいただきまして、これは検討中でございますけれども、政令の中身について、法制局の審査等がまだでございますが、事項としてはこのようなことを考えているというところの検討中の案でございます。

要件といたしましては、10日以上滞りの賃貸者契約であること。それから、外国人旅客の滞りに適した施設であることが法律でうたわれておりまして、それに則した要件といたしまして、一定の滞りに適した広さ。換気とか採光とか照明、防湿、冷暖房、防犯の設備。浴室、洗面、トイレ、寝具、調理、収納・清掃のための設備器具ということで、滞在施設として一般的に求められるようなものを想定しているところでございます。

滞在施設でございますので、使用後、適宜掃除をしていただくなり、施設側で役務の提供があれば、契約に基づいて、その適切な頻度で、これはもう滞在される方の選択に基づいて、契約に基づいて、清潔のための掃除などやクリーニングをしていただくというのはあるかと思っておりますけれども、そこら辺は滞在施設でございますので、使用前に居室の清潔の保持ということを書いて、その後は滞り者のほうで主体的にやっていただくということで書かせていただいております。

施設の使用方法に関する外国語を用いた案内。これは法律に書いておりまして、外国人の滞りに適切だということで、外国語での御案内をするというのは必要だと思っております。その他、いろいろな役務が想定されるわけですがけれども、こちらのほうは清掃だとか、もろもろあるかと思っておりますけれども、個々の滞在施設によっていろいろあるかと思っておりますので、こういう契約でそれぞれの施設で決めていくというふうに思われますので、そのサービス内容について、その施設が掲げるサービスについて提供する体制は確保されているというようなことで、こういう滞在施設の骨格的なイメージを書かせていただいております。

広さのところでございますが、あまり狭隘なものでは、一定期間滞在するということでございますので、公営住宅の最低の居住面積とかそういうのもございますので、そういうのも参考にさせていただきながら決めていくのかなというところでございます。

省令事項でございますが、これは手続的などころでございます、申請に係る記載事項であったり、また、添付書類だったり、そういうのが書いてございますけれども、そういうものについては省令の規定の整備を行うということを想定しているところでございます。

おめくりいただきまして、これも先ほど御紹介がございましたが、歴史的建築物に関する特例ということで、省令事項でございます。従来、欄外の※に書いておりますが、文化財保護法に基づきまして、これは国が指定をする伝統的建造物について特例が設けられているわけでございますが、今回、地方自治体の条例に基づき選定された歴史的建築物につきましても、同様の特例措置を講ずるということございまして、書いてございますように、柱となりますのは、フロントに代替する機能を有する設備、ビデオカメラなどが想定されるわけでございますが、そういうものを置いて、しっかり必要な措置が講じられること。

また、緊急時対応ということも必要になりますので、24時間の連絡体制が整備されるといったようなことを要件としては想定しているところございまして、こちらの文化財保護法に基づく伝統的建造物の特例と同様の取り扱いでございまして、今回、対象拡大というようにございまして、まだ条文ベースになっておりませんが、このような形で現在検討をしている途上でございまして、全体的なスケジュールがございまして、そちらに遅れないように検討をしっかり進めていきたいと考えている次第でございます。

現在の私どもの関係の政省令についての検討状況については、以上でございます。よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

○原委員 政令の2ページ目の要件でございますけれども、これはまだ検討中ということなのかと思いますが、特に2つ目とか3つ目の○が抽象度の高い要件になっていて、施設のどういう設備があるとか、衛生面でどの程度確保されているとかいうことを個別に認定の段階でチェックするということになると、これはもともとの旅館業の許可とあまり変わらなくなっていってしまうと思いますので、いかに客観要件を満たしていれば認定という仕組みをつくれるかどうかということがポイントかと思いますが、より具体化されると理解してよろしいでしょうか。

○厚生労働省 ありがとうございます。今の段階ですので、こうなっておりますが、原先生のおっしゃるように、あまり事細かに決めると旅館業法というところで、そんなにぎしぎし細かくというふうにも考えておりませんし、他方、また、あまりにも抽象的過ぎて、これはどうなのかというのも困りますので、私どもとしては基本的にこういう機能があればいいということで、例えば冷暖房でも特定のスペックを決めたり、そういうのは適切ではありませんので、通常想定されるような機能の設備があればいいということで考えておりまして、先生のおっしゃるように、そこは申請する側に負担にならないように、また、

行政の側でも取り扱いに困ることがないように、そこら辺はもう少し詰めていきたいと思
います。

○原委員 広さだけは何平米とかそういう形で。

○厚生労働省 広さにつきましては、まだここに書いてございませんが、先ほど申しまし
たように、例えば公営住宅であれば、健康で文化的な最低水準ということで、例えば壁芯
ベースで25平米とか、内法だと9畳くらいに相当すると言われてはいますが、そういう平米
などは明確に決めないと、これは広さが適したと言ってもあれですし、狭隘かどうかの過
度に負担にならないような、実態に即した最低の基準として。

また、一方で、国家戦略地域の外国人滞在施設経営事業としてふさわしいという、適切
な、全体な国のこれまで進めている住宅施策だとか、そういうところから見て狭隘だとい
うような御批判も受けるようなことがないように、実態に即した、これは一定の面積を決め
なければいけないなというふうには考えております。

あとは換気とかそこら辺については、こういう機能面を書くというところで足りるの
ではないかというところでございまして、具体的な数値化されるというところでは、面
積という、広さのところなのかなというふうには思っております。

○原委員 それで書き方によっては、実際に運用されるところで立入検査みたいなことを
個別に全部チェックしてからみたいなことでも時間がかかったり、そういうことになってし
まうと、この特例の意味がなくなってしまうと思いますので、そのあたりは引き続きよろ
しく御検討をいただければと思います。

外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制というのは、具体的にはどんなことにな
りますか。

○厚生労働省 これは私どももいろいろ、施設から聞いておりますと、例えば一般的にあ
るのは清掃だったり、ベッドメイキングだったり、あとはクリーニングというか、衣服を
洗ったりとか、そういうのが通常少なくともあるのかなと思っておりますけれども、これ
も滞在施設によってさまざま、いわゆるどういうふうな役務を施設側として滞業者に快適
にお過ごしいただくために提供するサービスかはそれぞれ、例えばこういうサービスはな
ければならないというのは、なかなか一概に決めがたいところもございまして、それは
各施設が契約でうたっているところが遺漏なく提供できるような体制が整っていればいい
のかなと思っております、ここは個々の施設がどういうサービス、役務をうたっていく
かによって違ってくるのかなと思っております。

○原委員 繰り返しになるのですが、認定基準に裁量性が出てくると、そこで運用段階で
厳しくされるということになってしまうと価値がなくなってしまうので、これで申請す
る側から体制について申告してみて、自治体で認定するかしないかがよくわからないとい
う状態になってしまうと、よくないと思います。

○厚生労働省 そこは御指摘も踏まえて、特区の自治体も入っておりますので、先生の御懸念のようなことがないような形で、どういう書きぶりの形でできるか、よく考えてみたいと思います。

○原委員 もう一点だけ、これは最初の要件の1つ目の10日以上のところは、これはもう秋の段階から再三議論のあったところですが、私はたしか3日くらいになりませんかという話をずっと申し上げていたと思いますが、7日くらいで難しいですか。

○厚生労働省 これも秋の段階でも、いろいろな場でも御議論をさせていただいて、私どもも法案を与野党に説明していく段階でも、このような形で御説明をしております、今回の特区を立ち上げてやっていく上では10日ということで、先生方のいろいろな議論の経過もあろうかと思いますが、ここは御理解をいただきたいと、私どもとしては考えておりますので、よろしく願いいたします。

○工藤委員 10日の説明として、意味は何ですか。3でも7でもなくて、10というのは何かあったんですか。

○厚生労働省 今回、外国人の滞在施設経営事業ということで、これまで長期のものももう少し短期の賃貸借にもできないかということで、これは理論的には定期の建物賃貸借契約で1日から理論的にはあり得るわけですが、一方で、旅館業法の中で、これは不特定多数の方が短期間入れ替わりという公衆衛生上の防衛の観点、また、地域との兼ね合いの話で、短期につきましては旅館業法でのいろいろな縛りがございます。

また、例えば一般的な、特に我々が関係する話でございますと、インフルエンザとか鳥インフルエンザなどの潜伏期間は10日程度はみなければいけないということで、旅館業法におきましては、例えば宿泊者名簿において、滞在者が入れ替わりがあって、そういうことが発生した場合には宿泊者の追跡をしたりとか、防衛上の対応がとられているということもございまして、一定の長期につきましては、居住性が高まるということで、今回規制を緩和させていただくということで、ホテル、旅館等の適切な役割分担ということも考慮させていただいて、このような形になっている次第でございます。

○工藤委員 旅館業法は先ほど原委員からあったように、あまり細かい規定をつくると、ほかの旅館と変わらないという話になりますね。例えばここにある歴史的建築物に関してのというときに、こういう宿泊系のものに手を入れるわけですね。そうすると多分、国交省との調整ごとが出てくると思うんです。国交省のほうもこういう歴史的建造物についてのいろいろな基準法を外すと言っているのです、これは足並みをそろえないと、消防庁と国交省と厚生労働省とあわせて意見統一をしないと、厚生労働省はオーケーと言ったけれども、国交省がだめとか、その逆もあったりすると多分混乱しますね。

例えば前の事例にも出ていますけれども、バリアフリーというのがかけられてしまうと、身障者のための一部屋どうのとかが入ってくると、なかなか古い建物の再利用がすごく難しくなってくるので、そのあたりも柔軟に施設の状況をユーザーがちゃんと把握して、承知した上で泊まるとか、そういうことが一番大切で、全部が全部一定レベルのスタンダ

一ドを超えていなければいけないかという、そうでもないと思うんです。ある種の最低限はあるけれども、自己責任というか自分の状態に合わせて選択して泊まるかということの判断もちゃんとしていただくという事も合わせないといけないだろうと思います。

○八田座長 工藤先生のおっしゃったことを補足すると、情報公開を義務づけることが結構役に立つのではないかと思います。ウェブできちんとやれと義務付けた上で、情報公開していることが正しいかどうかは抜き打ちでチェックする。それは随分有効なものではないかと思います。全て全部事前に何か月おきにチェックすることによって担保するよりは情報公開ということで、そうすると随分フレキシブルにいろいろなことができるのではないかと思います。

これはあまりあげ足を取るつもりはないのですが、私はいろいろなマンション業界の方などから聞いて、1週間という需要は結構は大きいという話は伺っているのですが、それは置いておいて、さっきの鳥インフルエンザの話ですが、これは普通のホテルはどうしているんですか。ホテルでもお客はくるくる変わりますね。そうすると10日間以内に別の人が来るというのはどう対処しているんですか。

○厚生労働省 例えば何年か前ですけれども、相当大きな問題になったケースもございまして、感染源が特定したり、感染ルートなり、感染の範囲を特定するという作業が出てきますので、これは宿泊者を全て特定するのは、行政と一緒に全部追跡をしていくというような取り扱いをやっているわけでもございまして、これは以前、関西のほうで結構大きな問題になりましたが、そういう方はその疑いがあるようなときは隔離をしてということで、これはもう大変な対応をしていくということになっています。

○八田座長 根拠が鳥インフルエンザなのならば、鳥インフルエンザがはやっているときだけ10日以上にするというような制約にすることもあり得るのではないですかね。ホテルも本当はそうしたほうがいいのですが、前の客の一泊目から10日間は新しい客は泊めないということにするというのもあると思います。原則は1週間だけれども、疫病が来たときは上のような例外措置をとるといえるのはどうでしょうか。

○厚生労働省 なかなか厳しい御指摘でございますけれども、インフルエンザは例示として出したわけでもございますが、いろいろな感染症がございまして、ここについては防衛上の問題、また、短期宿泊施設であります旅館、ホテルの規制とのバランスも考慮してということで、いろいろな関係方面は立法の段階でも、そういうような形で意思統一をしてきたということもございまして、こちらについては御理解をいただきたいというのが私どもとしての基本的な考え方でございます。

○原委員 当面これでスタートされることになるのかもしれませんが、ここは引き続き検討課題として、もうちょっと短くするというのを置いておければと思います。先ほど病気などについての観点ということで、連絡がつけばいいということでもよろしいんですか。

○八田座長 その連絡のことが、後ろの歴史的なほうはきちんと迅速な対応のための24時間体制というのがあるのですが、こちらのほうは特にはないんですね。

○厚生労働省 もちろん、これは事故などが発生した場合、これは泊まられているときに夜間とかそういうことが、こちらの省令はフロント、帳場を置かなくていいということとの関係で、では、連絡をとれなくていいのかということがあったので、特に書いてございますけれども、当然こういうところであれば、あるというのが前提になっておりますので、そこはポイントを書いておるということでございまして、夜間連絡が取れないと。例えば病気になってということもあろうかと思っておりますので、そちらについては御指摘のように当然備わっているということで、強調はしておりませんが、そのように考えております。

○八田座長 10日もあればあれですが、短くするときは緊急体制みたいなものとカップルにするのはあり得るかもしれないと思いますね。

○原委員 緊急体制があって、なおかつ泊まっていた人の履歴はちゃんと残るわけですね。当然契約を結んでいるわけですから。通常の旅館と比べて大きな支障が生じると思えないんです。

○厚生労働省 先生方から立法過程におきまして、いろいろ厳しい御指摘も受けてきたわけでございますけれども、旅館業法の規制で、これは今回緩和をするわけでございますが、いろいろなバランスの中で私どもとしても、いろいろな要請の中で、当初私どももこれは2週間以上とか言っていたわけで、先生方は1週間ということもおっしゃっていて、そういう中でいろいろな調整の中で10日ということで御理解をいただいて、また、これをもとに法案の説明をして、これは立法を含めた議論として、私どもも御理解を得てきたということでございまして、今回の件については10日ということで御理解をいただくということでお願いしたいと思っております。

今おっしゃったように、滞在の泊まられているときの連絡体制は連絡体制で、これはいろいろな場合が想定されるわけございまして、それは通常インターフォンのものがある、つながるといようなことは当然施設としては備わっている機能でございますので、社会防衛的な話は置いておきましても、そういうサービスとしては必要だということでございまして、そちらは強調を今回しておりませんが、そちらのほうには当然備わっているということが必要になると考えている次第でございます。

○原委員 こちらで申し上げたのは、いずれにしても10日のところにあまり合理的な理由が明確にあるとは思われなかったものですから、そこは引き続き、より短くする御検討を頂ければということです。

○厚生労働省 いろいろな意味での中長期的な話はあるかと思いますが、今回の政令については、これは論点なところございまして、これは先生方にも閣議決定するところでも丁々発止でやらせていただきましたが、これについてはいろいろな合意形成の中で、こういう措置がされているということも、先生方もよく御理解していただいているところではないかと思っておりますので、何とぞ御理解をいただければということで、切にお願いいたします。

○八田座長 これはできるだけ御検討いただきたいし、外国人滞在のための措置を例えば強める場合に、もっと短くてもいいとか、緊急体制を整えた場合に7日間にできるとか、そういうセットで考えるということもあり得ると思いますけれども、これはもう少し御検討をいただきたいと思います。事務局からは何かありますか。

○藤原参事官 ここについては少なくとも会議としてのコミットがどこまでというのは、多分御議論があるところだと思いますので、言った、言わないの話とか議事録確認とかをやっても100%の合意はないんですね。したがって、議論を続けていくということだと思うんですけども、いずれにしても厚生労働省のほうから10日の合理的な理由を文書で頂戴するのが第1ステップとっておりますので、そこで再度年明けにもまた御議論をさせていただくような処理でよろしいでしょうか。

○八田座長 それから、この広さとかについても、また具体案が出てきたら、お願いします。今、広さではワンルームマンションに関して、最低の規定はあるんですか。

○八田座長 それから、この広さとかについても、また具体案が出てきたら、お願いします。今、広さではワンルームマンションに関して、最低の規定はあるんですか。

○工藤委員 自治体、特定行政庁で決めています。

○八田座長 それが25平米というのは随分大きいですね。

○工藤委員 広いですね。私も聞いていて思ったんですけども。

○厚生労働省 一般の民間のものはいろいろあると思いますが、基準レベルは公営住宅が一般のあれが1つあって、ただ、これの壁芯、壁まで入っているところの柱とかが入っているものですので、我々が目にするのは内法ベースでございますが、内法の居室であれば大体9畳くらいでありまして、今回はキッチンとかも含めてということでございますので、そんなに広いものではないと思います。25という広いような感じがするんですけども、いろいろなタイプがあろうかと居室であろうかと思いますが。

○工藤委員 公営住宅はシングルなのか。

○厚生労働省 単身の場合です。

○工藤委員 それでも単身にしたのは最近ですね。今まで公営住宅は家族をベースにしていたから、最新のものと基準がどんどん上がっていったのと、現実的にウィークリーマンションとかいろいろなものがありますね。

○八田座長 マンスリーマンションとかね。

○工藤委員 そうのを見ても、あとは私たちが泊まるビジネスホテルとか少し参考にされて決めないと、それが逆に足かせになって、増えないとか、不自由になるとかいうふうにならないことを望みます。広さはそんなにないけれども、共用部分が広いとか、いろいろな価値観があるから、そこは柔軟な対応をされるほうがいいかなと思います。

○八田座長 台東区などはシェアハウスなどに来ている人が多いですね。そういう人たちも使えるような仕組みにするとすると、あまりこれは制限するとまずいかもしいです。いずれにしても、情報公開をきちんとさせるということで担保することが重要で、

情報公開されているのに、行ってみたら違っていたというときに訴えられる仕組みをつくるのか、そういうことが実質的には必要なのではないのでしょうか。

○工藤委員 実際、海外の人たちがたくさん日本に旅行してきている人たちは、ネット上の評価を見るんです。そこに泊まった人がどう書いているかというのが実はすごく重要で、私たちがそうですが、海外に行くときにホテルが書いていること以外に、それをどう評価したかという欄を、みんな見ている時代になっている。逆にそれが1つの縛りになって、変なことをするとそこに書かれてしまうから、ちゃんとやるという、そういうのを上手に今の時代にチェックを効かせるみたいなものとあわせて、行政的に言うと、安全とか安心できる。ちゃんとやるべきことと、少し自由にやるべき事。でもちゃんとしないとお客さんが来ないみたいな、その使い分けは結構大切なのではないかと思います。

○八田座長 それでは、今日はさまざまな御指摘が委員からもありましたが、そういうこともまた進んだ段階で御報告いただきたいと思います。どうもありがとうございました。